

社会福祉法人 埼葛福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第2条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により1会議につき現金で当日に報酬を支払う。

- 2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。
- 3 会議に参集した全員を対象とする。

(監事の報酬)

第3条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1会議につき現金で当日に報酬を支払う。

- 2 監事が、法人及び事業所の監査業務に従事したときは、別表1により報酬を支払う。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により1会議につき現金で当日に報酬を支払う。

(費用弁償費の支給)

第5条 越谷市外に在住する理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員が、交通機関を利用した場合、別表1の通り支給する。

(適用除外)

第6条 事業の職員である場合は、この規程は適用しない。

付則

この規程は、平成29年 6月 16日より施行する。

別表1

(円)

| 名 称 | 報 酬 | 費用弁償 |
|----------------------|-------|---------------------|
| 理事会出席報酬 | 3,000 | 越谷市外在住 |
| 評議員会出席報酬 | 3,000 | ・20kmを超えない 1,000 |
| 評議員選任・解任委員会出席報酬 | 3,000 | |
| 1会議出席又は 1監査実施した場合 | 3,000 | ・上記以外 2,000 |

※費用弁償については、越谷市外在住の方が対象となる。